

広島県告示第百五十一号

広島県伝統的工芸品指定要綱（平成二年九月十日施行）第四条の規定によって、平成三年広島県告示第百三十一号（伝統的工芸品の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十一年二月十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

表中

銅	蟲	広島市中区鉄砲町一〇番一三号	有限会社 伊藤久芳堂
---	---	----------------	------------

を

銅	蟲	広島市中区鉄砲町一〇番一三号	有限会社 伊藤久芳堂
		広島市中区鞆町六番九号	株式会社 光

に改める。